

規 則

埼玉県景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十一号

埼玉県景観規則の一部を改正する規則

埼玉県景観規則（平成十九年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（表）、様式第三号及び様式第四号（表）中「（田圃又は記名押印）」を削り、「、代表者の氏名及び代表者印」を「及び代表者の氏名」に改める。

様式第七号中「あて先」を「宛先」に改め、「（田圃又は記名押印）」を削り、「、代表者の氏名及び代表者印」を「及び代表者の氏名」に改める。

様式第九号（表）中「圃」を削る。

様式第十号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第十一号、様式第十三号(表)、様式第十四号、様式第十六号から様式第十八号までの規定、様式第二十号及び様式第二十一号中「あて先」を「宛先」に改め、「(白濁又は記名押印)」を削り、「、代表者の氏名及び代表者印」を「及び代表者の氏名」に改める。

様式第二十二号及び様式第二十三号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第二十四号、様式第二十七号及び様式第二十九号中「あて先」を「宛先」に改め、「(白濁又は記名押印)」を削り、「、代表者の氏名及び代表者印」を「及び代表者の氏名」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県景観規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。